

## 国立医薬品食品衛生研究所 川崎市移転に伴う実験機器等移設業務 一式 仕様書(案)に対する意見

平成28年11月

国立医薬品食品衛生研究所総務部会計課

| NO | ページ | 章 | 項目番号   | 仕様書(案)の記載内容 | 仕様書(案)に対する意見又は修正案   | 意見又は修正案の提出理由               | 回答                                       |
|----|-----|---|--------|-------------|---|----------------------------|--|
| 1  | 8   | 5 | 受注者の要件 | 内容追記        | <p>(追記)<br/>本業務の受注者の要件として、運送業許可が必要ではないでしょうか。<br/>世田谷区から川崎市への移転ということで、車輛利用による移転作業が必須と考えます。</p> <p>(修正案)<br/>本業務の受注者の要件として、「一般貨物自動車運送事業者あるいは、貨物利用運送事業者、のいずれかの許可を有すること。」と追記頂きたい。</p> | 本業務において、受注者の要件として、必要と考えます。 | ご指摘の点は、入札説明書において、競争参加資格の要件の1つとして記載いたします。 |

このほか、当所で検討した結果、以下のとおり仕様書案を修正することとしております。

- ・移設対象物品リストの更新(約1万2千品目→残置物品を含めて約1万4千5百品目)。
- ・特殊対応品リストの追加(業務範囲外としていた菌株類、特定病原体、麻薬類の移設を対象とした。)
- ・機器等移設作業区分として新たに「Sランク」を設置。(核磁気共鳴装置の消磁作業など特別な作業を要するものを対象。移設対象物品リストに記載(上記約1万4千5百品目に含む。))
- ・対象業務の追加(26号館の床等の拭き取り作業、3号館の実験室の燻蒸作業)
- ・バックアップ用のフリーザーの台数の見直し(各部ごとに1台→所全体で6台)。
- ・その他軽微な修正。